

大間町告示第 42 号

大間町防災行政用無線戸別受信機貸与要綱をここに定める。

平成 29 年 9 月 1 日

大間町長 金 澤 満 春



大間町訓令甲第 10 号

大間町防災行政用無線戸別受信機貸与要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大間町防災行政用無線戸別受信機（以下「個別受信機」という。）の貸付等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 個別受信機は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、希望するものについて各 1 台を貸与するものとする。ただし、賃貸住宅及びアパート等の管理人又は所有者については、この限りではない。

- (1) 大間町内に居住し、かつ、大間町の住民基本台帳又は外国人登録簿に記載されている世帯。
- (2) 大間町内に住所を有する法人又は事業所で、営業中である事業所（店舗）の代表者。
- (3) 大間町内に住所を有する賃貸住宅及びアパート等の管理人又は所有者。
- (4) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの。

2 前項第 1 号の規定にかかわらず、大間町内に住所を有する公共施設の代表者。

(貸与の申請)

第 3 条 戸別受信機の貸与を受けようとする者は、大間町防災行政用無線戸別受信機貸与申請書（様式第 1 号又は様式第 2 号）を町長へ提出しなければならない。

(貸与の決定)

第 4 条 町長は、第 3 条の申請があったときは、その内容を審査し、防災行政用無線戸別受信機貸与（不貸与）決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

(管理義務)

第 5 条 戸別受信機を貸与された者は、善良なる管理者の注意をもって常に良好な受信状態の維持に努め、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 貸与された戸別受信機を第三者に貸与してはならない。
- (2) 貸与された戸別受信機を改造してはならない。
- (3) 貸与された戸別受信機を目的外に使用してはならない。

(費用負担)

第6条 戸別受信機を貸与された者は、次の各号に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 戸別受信機に要する電気料及び非常電源用乾電池交換に要する経費。
- (2) 故意または過失及び経年劣化による戸別受信機の破損、故障等の場合の機器の購入、交換、修繕に要する経費。
- (3) 初回以降の設置に要する経費。
- (4) 前3号に掲げる経費のほか、町長が特に負担すべきものとして指定した経費。

(費用の減免)

第7条 町長が特別な事情があると認めるときは、前条に掲げる経費を減免又は免除することができる。

(変更等の申出)

第8条 戸別受信機の貸与されたものは、次の各号に掲げる事由が発生した時は、その旨を速やかに町長に申し出なければならない。

- (1) 戸別受信機を紛失したとき。
- (2) 住所を変更したとき。(町外転出を除く。)
- (3) 戸別受信機に異常が発生したとき。

(返還の届出)

第9条 戸別受信機を貸与された者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに大間町防災行政用無線戸別受信機返還届出書(様式第4号)に戸別受信機を添えて町長へ届け出なければならない。

- (1) 戸別受信機を貸与された者が町外へ転出しようとするとき。
- (2) 戸別受信機を貸与された者が戸別受信機の設置を必要としなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に町長が返還を必要と認めるとき。

(貸与台帳の整備)

第10条 町長は、戸別受信機の貸与の状況明確にするため、大間町防災行政用無線戸別受信機貸与台帳(様式第5号)を整備するものとする。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行する。